

平成31年度 小田原市放課後児童クラブ入所申込案内

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市教育部教育総務課放課後子ども係
(市役所5階藤通路) Tel: 33-1731

入所申込手続き

保護者が労働等のため家庭にいない児童(小学1年生～6年生)を対象に、放課後児童クラブを運営しています。

開設日・開設時間

○平成31年4月1日～平成32年3月31日まで

○月曜日から金曜日・・・・・・・・・・・・・・・・・・放課後～18時30分

○土曜日、夏・冬・春休み及び運動会等の代休日・・・・ 8時～18時30分

※18時から18時30分までの間は延長時間となります。

※日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休所となります。

入所資格(要件)

原則として市内の小学校に通学若しくは市内に在住している児童で、家族の全ての大人(※入所希望日の時点で20歳以上70歳未満)が以下のいずれかに該当すること。

1	就労	放課後児童クラブが開いている時間に就労していること。 (就労時間については、月60時間以上)
2	就学	放課後児童クラブが開いている時間に就学していること。
3	出産	産前産後(概ね、出産予定日をはさんで8週間ずつ)であること。
4	長期疾病等	児童の面倒をみることができない状況であること。
5	介護・看護	親族等の、介護・看護をするため児童の面倒をみることができない状況であること。

※入所資格(要件)として申請した理由以外で放課後児童クラブを利用することはできません。

※放課後児童クラブの利用については、就労を開始する日など入所資格(要件)が発生した日からの利用となります。

申込受付期間

① 新年度(平成31年4月)入所申込 平成30年10月22日(月)～12月14日(金)

※この期間の申込は先着順ではありません。希望者がクラブの定員を超えた場合、児童の学年、保護者の就労状況などを総合的に考慮し、入所決定を行います。空きが出るまで、お待ちいただく場合がありますので、ご承知おきください。

※12月17日(月)から1月31日(木)までに提出されたものは第2次締切分として取り扱います。それ以降の申請も受け付けますが、4月1日からの入所を希望される場合は、2月28(木)までに提出してください。期日を過ぎますと、4月1日からの入所はできません。

② 年度内途中入所申込

年間を通じて受付を行いますが、入所は毎月1日または16日となりますので、1日入所を希望の場合は前月の15日まで、16日入所を希望の場合は前月末日までに申込書類を提出してください。

※夏休み入所は別途申込受付を行います。詳細については、6月頃に広報等でご案内する予定です。

申込書類の配布・提出場所

平成30年10月22日(月)より、各児童クラブ又は教育総務課で配布します。なお、申込書類等は市のホームページからダウンロードすることもできます。

○児童クラブ [平日：概ね15時～18時、土曜日：概ね8時～18時]

※児童の利用状況により、休所や終了時間が早くなる場合がありますのでご承知おきください。

○教育総務課(市役所5階) [平日：8時30分～17時15分]、教育総務課のみ郵送可

○ホームページからダウンロードする場合

【ホームページトップ】⇒【子育て】⇒【教育】⇒【青少年育成 放課後児童クラブ】

※申込書類は提出書類が全てそろった段階で受け付けをします。一部の書類のみでは受け付けできません。

申込時に必要な書類

1 入所申込書

2 入所資格証明書類

児童と同じ住所地に住む全ての大人(20歳以上70歳未満)で、の証明が必要です。入所を必要とする理由に応じて、証明書類をそれぞれ提出してください。なお、各証明書類は発行日から3か月以内のものを提出してください。二世帯住宅の場合は、建物内で完全に分離されている場合に限り、その内容が確認できる建物図面を添付することにより、証明書類を省略することができます。

入所理由	提出書類	備 考
就 労	在職証明書 (別紙様式)	・自営業等の場合は、裏面の具体的就労状況申立書に記載してください。 ・在職証明書の訂正には、事業主の訂正印が必要です。 ・就労時間は月60時間以上が入所要件となります。
就 学	在学証明書 就学時間の分かる書類	・在学証明書(入学・合格通知の写しでも可)は、各学校の様式のもの添付してください。 ・カリキュラムなど就学時間(時間割)の分かる書類を提出してください。
出 産	母子健康手帳の写し	・出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
長期 疾病等	診断書または身体障害 者手帳等の写し	・診断書には、①対象者の病状 ②児童の見守りができない理由③治療・療養が必要な期間、の3点を記載をお願いします。 ・身体障害者手帳や精神障害者健康福祉手帳、介護保険被保険者証等の写しは氏名及び等級等が記載されているページを提出してください。
介護 看護	申立書(別紙様式)と 診断書または身体障害 者手帳等の写し	・申立書には、介護や看護の内容の詳細について記入してください。 ・診断書には、①介護・看護対象者の病状 ②どのような介護・看護が必要か ③介護・看護が必要な期間、の3点を記載してもらってください。 ・身体障害者手帳や精神障害者健康福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等は、氏名及び等級等が記載されているページの写しを提出してください。

3 保護者負担金減額・免除申請書

生活保護利用世帯、就学援助認定、または就学援助の認定を申請する世帯で、保護者負担金の減免を希望する場合に提出が必要です。

申込に係る注意事項

- ・入所審査の結果については、郵送で通知します。
- ・過去に児童クラブを利用していた世帯で、保護者負担金に未納がある場合、納付の確認がされるまで入所審査を保留します。速やかにお支払いください。
- ・入所決定後であっても、以下に該当する場合は入所を取り消す場合があります。
 - ① 保護者が児童クラブの保護者負担金を2か月以上滞納したとき
 - ② 申請内容が事実に反したものであることが判明したとき
 - ③ 児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき
 - ④ 入所にあたり、保護者の方・お子様とで面談をお願いする場合がありますが、その面談を受けなかったとき

児童クラブの概要

費用

1 保護者負担金

①基本月額 7,000円

②延長時間帯負担額 1回につき100円を翌月に加算 18時から18時30分の利用

③保険料負担額（年額） 800円（児童クラブでの事故の補償のための保険）

（支払方法） 口座振替 毎月末日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座から引落し

※利用した月の翌月末に月額利用分と延長利用分を併せて請求します。

（手続方法） 入所決定後、市内金融機関に備え付けの公共料金口座引落依頼書（小田原市納付金口座振替依頼書）を記入。

※口座振替が始まるまでは納入通知書をお送りいたします。

（減免申請） 保護者負担金減額・免除申請書を入所申込書と併せて提出

生活保護利用世帯、就学援助認定世帯、または就学援助の申請をする世帯で、保護者負担金の減免を希望する場合は、減額・免除申請書を提出してください。

※減額・免除申請書を提出した月（4月以前に提出された場合は4月）から請求を保留

し、生活保護利用、就学援助認定の確認をもって保護者負担金の減免を決定します。

減額・免除申請書の提出がない場合や、提出が遅れた場合、生活保護利用世帯、就学援助認定世帯であっても提出月以前の保護者負担金の減免はされません。

また、減額・免除申請書を提出した場合でも、実際に生活保護利用、就学援助認定がされなければ、保護者負担金の減免はされませんのでご注意ください。

※生活保護（生活支援課：33-1463）及び、就学援助（教育指導課：33-1682）の手続きについては、放課後児童クラブへの減免申請とは別に行ってください。詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

※保険料負担額（年額800円）は、減免の対象となりません。

2 おやつ代 月額 2,000円程度（減免対象外）

※おやつ代は、児童クラブに直接お支払いください。

3 月途中に入所及び退所した場合のその月の保護者負担金（基本月額）について

月途中に入所及び退所した場合の負担金（基本月額）は以下の金額を適用します。

入所日	金額	退所日	金額
1日～	7,000円	1日～10日	2,300円
16日～	3,500円	11日～15日	3,500円
		16日～20日	4,600円
		21日～月末	7,000円

指導方針

放課後児童クラブは、放課後にひとりで過ごさなければならない児童の安全と健全育成を目的とした事業です。塾のように勉強を教えることはありません。集団で生活する中での基本的な習慣、遊びなど自由時間の安全指導等を行う中で、時に児童を厳しく注意する場面がありますことをご理解ください。また、多くの児童をお預かりするため、自由な行動を制限することがあります。放課後児童クラブの利用については、お子様ともよく話し合ってください。

児童の送迎について

放課後児童クラブから帰宅する際は、事前に届出のある大人のかたのお迎えが必要です。また、土曜日、夏休みなど学校が休みの日に通所する際には、児童を児童クラブまで送っていただきます。お迎えの際等に、児童の生活の様子や児童クラブからの連絡事項をお伝えすることがありますので、ご協力ください。保護者や親類、知人のかたでの送迎が難しい場合は、ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会：35-0053）の利用等をご検討ください。

※児童クラブでは必ずしも十分な駐車場を確保できていません。路上駐車はご近所の迷惑となりますので、自家用車でのお迎えは、お控えください。

児童クラブを利用できる日について

お仕事がお休みの日や看護・介護をしない日など、児童クラブを利用する要件の無い日は放課後児童クラブを利用できません。ご家庭で一緒に居られる時間を大切にしてください。

お弁当・おやつ

土曜日などの給食のない日に児童クラブを利用する場合、お弁当を用意していただきます。また、児童クラブではおやつを用意しますので、アレルギー等がある場合は必ず児童クラブにお伝えください。

運営委員会

放課後児童クラブは、小田原市教育部とともに、小学校・自治会・PTA・子ども会・指導員などで構成される運営委員会が運営しています。保護者代表として、各児童クラブの保護者2名に、運営委員会に参画していただきますのでご協力ください。

災害時や感染症が発生した際の児童クラブについて

災害や台風、感染症が発生した場合の児童クラブの対応は以下を目安とします。

- 小学校が休校・または保護者の引き取り下校を実施した場合 → 閉所
- 小学校が登校時間を遅らせる措置を実施した場合 → 開所
- 小学校が早期下校を実施した場合 → 開所しますが、早期のお迎えをお願いします。
- 小学校が学級閉鎖・学年閉鎖を実施した場合 → 開所しますが、該当するクラス・学年の児童はお休みしていただきます。

※同居する方が感染症等に感染した場合については、感染症などの拡大を防ぐため児童クラブへの通所の自粛をお願いします。

※大規模な災害が発生した場合には、児童クラブ側から連絡できないことが予想されます。そのような場合は、早急に児童クラブにお迎えに来てください。

放課後児童クラブ設置場所一覧（平成30年4月時点）

	名称	所在地	電話番号
1	芦子地区放課後児童クラブ	芦子小学校プレハブ棟	32-4918
	芦子地区第2放課後児童クラブ	芦子小学校1階	34-8841
2	桜井地区放課後児童クラブ	桜井小学校1階	37-3033
	桜井地区第2・第3放課後児童クラブ		37-8161
3	富水地区放課後児童クラブ	富水小学校1階	37-4503
	富水地区第2放課後児童クラブ		
4	下府中小学校区放課後児童クラブ	下府中小学校3階	49-3755
5	山王小学校区・第2放課後児童クラブ	山王小学校3階	35-6463
6	東富水小学校区・第2放課後児童クラブ	東富水小学校1階	36-3909
7	酒匂地区・第2放課後児童クラブ	酒匂小学校1階	49-7222
8	三の丸小学校区放課後児童クラブ	三の丸小学校2階	23-8650
9	町田小学校区放課後児童クラブ	町田小学校1階	35-0745
10	千代・第2・第3放課後児童クラブ	千代小学校1階	42-5062
11	下中小学校区放課後児童クラブ	下中小学校2階	43-4775
12	豊川地区・第2放課後児童クラブ	豊川小学校2階	38-0948
13	国府津地区・第2放課後児童クラブ	国府津小学校3階	48-3285
	国府津地区第3放課後児童クラブ	国府津小学校2階	48-1844
14	早川・第2放課後児童クラブ	早川小学校1階	22-4977
15	富士見小学校区・第2放課後児童クラブ	富士見小学校1階	49-3900
16	矢作小学校区放課後児童クラブ	矢作小学校1階	48-0151
17	足柄小学校区・第2放課後児童クラブ	足柄小学校2階	34-6255
18	前羽小学校区放課後児童クラブ	前羽小学校3階	43-1835
19	久野小学校区放課後児童クラブ	久野小学校2階	35-3011
	久野小学校区第2放課後児童クラブ	久野小学校3階	
20	大窪小学校区放課後児童クラブ	大窪小学校1階	22-1320
21	報徳小学校区放課後児童クラブ	報徳小学校プレハブ棟	38-3026
22	新玉小学校区放課後児童クラブ	新玉小学校1階	23-1751
23	曾我小学校区放課後児童クラブ	曾我小学校2階	42-4605
24	下曾我小学校区放課後児童クラブ	下曾我小学校2階	42-3961

